

# 手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

## 1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

| 区分    | 手数料額(1件につき)          | 徴収対象者   |
|-------|----------------------|---------|
| 求人の受付 | ( 710 )円(消費税相当分を含む。) | 求人者から徴収 |
| 求職の受付 | ( 710 )円(消費税相当分を含む。) | 求職者から徴収 |

※ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

## 2 届出制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

※ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 50 %(消費税相当分を含む。)に相当する額

(2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額。

① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 50 %(消費税相当分を含む。)に相当する額

② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 50 %(消費税相当

分を含む。)に相当する額

### 3 届出制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

※ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 11 % (消費税相当分を含む。)に相当する額

(2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額。

① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 11.0 % (消費税相当分を含む。)に相当する額

② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 14.8 % (消費税相当分を含む。)に相当する額

FiiX合同会社  
有料職業紹介許可番号 / 40-ユ -301739